

租税条約の規定による個人市民税・府民税の免除に関する届出書

令和 年 月 日

柏原市長 殿

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、令和 年度の個人市民税・府民税の免除を受けるため、次のとおり届け出ます。

個人市民税 ・府民税の 免除を受ける者	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	
	国 籍		入国年月日	年 月 日
	在 留 資 格		納 税 地	
	在 留 期 間			
	入国前の住所			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、添付書類のとおり、税務署に提出し免除を受けています。			
免税となる所得	支 払 者 名 称			
	支 払 者 所 在 地			
	契 約 期 間			
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
	職 務 の 内 容		資 格	
納税管理人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
その他参考となるべき事項				

添付書類

- 本人確認書類（在留カード・パスポート等）の写し
- 税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し（税務署受領印のあるものに限る）

注意事項

- 提出期限は、毎年3月15日となります。（3月15日が土・日・祝日等で閉庁日の場合は翌開庁日）
例：令和5年度の免除の届出をする場合は、令和5年3月15日までに提出する必要があります。
- 届出書は毎年提出していただく必要があります、提出がない年度は免除を受けられませんのでご注意ください。

※ 柏原市記入欄

入力日	入力者	チェック日	チェック者
/		/	